

議案第43号

北上市職員の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

北上市職員の特殊勤務手当条例（平成3年北上市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
1 [略]	<u>（施行期日）</u> 1 [略]
2 [略]	<u>（経過措置）</u> 2 [略] <u>（新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫作業手当の特例）</u> 3 <u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した職員に、防疫作業手当を支給する。この場合における手当の額は、第11条の規定にかかわらず、日額3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその感染疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北上市職員の特殊勤務手当条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和２年７月15日から適用する。

(内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の北上市職員の特殊勤務手当条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

令和２年９月３日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

職員が新型コロナウイルス感染症に対処するための作業に従事した場合における、防疫作業手当の支給額に関する特例を設けようとするものである。